２０１３年５月２７日

各　　位

上場会社名　株式会社 エクセディ
代　表　者　代表取締役社長　清 水　春 生
上場取引所　東証・大証各市場第一部
コード番号　７２７８
問合わせ先　取締役上級執行役員
　　管理本部長　豊 原 浩
ＴＥＬ　　（０７２）８２２－１１５２

定款一部変更の件に関するお知らせ

当社は、2013 月５月 27 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を 2013 年６月 21 日開催予定の第 63 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．変更の理由

（１）当社及び当社子会社の事業内容の多角化及び今後の事業展開に備え、第２条（目的）に事業目的を追加するものであります。
また、これに伴い、号数の繰り下げをするものであります。

（２）法令で定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を第 29 条（監査役の選任）及び第 30 条（監査役の任期）に新設するものであります。

２．定款変更の内容
変更の内容は別紙のとおりであります。

３．日程
定款変更のための株主総会日　2013 年６月 21 日（金曜日）
定款変更の効力発生日　　2013 年６月 21 日（金曜日）

以上

（別紙）

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　更　案
第２条（目的） 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 （１）～（12）（条文省略） （新設） （13）前各号に附帯関連する一切の事業 **第３条～第28条** （条文省略） **第29条（監査役の選任）** 監査役は、株主総会において選任し、この選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。 （新設） （新設） **第30条（監査役の任期）** ①監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時をもって満了するものとする。 ②補欠のため就任した監査役の任期は、退任者の残任期間と同一とする。	**第２条（目的）** 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 （１）～（12）（現行どおり） （13）発電及び売電事業並びにその運営管理事業 （14）前各号に附帯関連する一切の事業 **第３条～第28条** （現行どおり） **第29条（監査役の選任）** ①監査役は、株主総会において選任し、この選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。 ②当会社は、会社法第329条第２項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。 ③前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。 **第30条（監査役の任期）** ①監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時をもって満了するものとする。 ②補欠のため就任した監査役の任期は、退任者の残任期間と同一とする。但し、前条第２項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることができないものとする。

以上